

国及び国立市における子育て支援に関する主な施策

	国の施策	主な内容	市の施策
			昭和59年 幼稚園園児保護者負担軽減補助金 昭和61年 教育相談室開設
1991			4.1 あそびの教室「くれよん」を開始 対象：1歳6か月児健康診査の結果、心理面、育児面等において経過観察の必要な親子を支援
1995	エンゼルプラン	子育て支援のための総合計画 5つの基本的方向 ①子育ての仕事の両立支援 ②家庭における子育て支援 ③子育てのための住宅及び生活環境整備 ④ゆとりある教育の実現と健全育成 ⑤子育てコストの軽減	
1996			
1997			
1998 平成10 年			4月 国立市立北保育園開設（公設民営）
1999	少子化対策推進基本方針		4.1 児童館・学童保育所の利用時間延長

	新エンゼルプラン	<p>重点的に推進すべき少子化対策の具体的な計画で、2000年～2004年の5ヵ年で計画</p> <p>8つの具体的内容</p> <p>①保育サービス等子育て支援サービスの充実</p> <p>②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備</p> <p>③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正</p> <p>④母子保健医療制度の整備</p> <p>⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備</p> <p>⑥子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現</p> <p>⑦教育に伴う経済的負担の軽減</p> <p>⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援</p>	
2000 平成12 年			
2001	仕事と子育ての両立支援策の方針	<p>子どもの幸せを第一に考え、保育、小児医療、教育等を十分に検討して実施するための5つの基本方針：</p> <p>①両立ライフへの職業改革</p> <p>②待機児童ゼロ作戦</p> <p>③多様で良質な保育サービスを</p> <p>④必要な地域すべてに放課後児童対策を</p> <p>⑤地域こぞって子育てを</p>	4月 カンガルー広場事業開始
2002 平成14 年	少子化対策プラスワン	<p>少子化の流れを変えるため、少子化推進基本方針の下、少子化対策を推進する。子育てと仕事の両立支援に加え、4つの対策</p>	<p>4月 認可保育園にて小児・神経科医師及び心理相談員による障害児保育充実指導・相談業務開始</p> <p>7月 公立4園にて延長保育を開始</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ①男性を含めた働き方の見直し ②地域における子育て支援 ③社会保障における次世代支援 ④子どもの社会性の向上や自立の促進 	
2003	次世代育成支援対策推進法	次世代の子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため（少子社会対策）、自治体と企業が「行動計画」を策定し、雇用環境の整備、取組を行う。	6月 国立あゆみ保育園一時保育事業開始 8月 子ども家庭支援センター事業開始 10月 認証保育所さくらっこ保育園開設 11月 病後児保育室つくしんぼ開設 12月 産後支援サポーター派遣事業開始
	少子化社会対策基本法	少子化に対処するための施策で、地域における子育て支援体制の整備を行う。	
2004 平成16 年	子ども・子育て応援プラン	少子社会対策大綱に基づき、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、2005年～2009年の5年間に行う重点施策 4つの課題： ①若者の自立とたくましい子どもの育ち ②仕事と家庭の両立支援の働き方の見直し ③生命の大切さ、家庭の役割等の理解 ④子育ての新たな支え合いと連帯	3月 認証保育所さゆり Nursery 開設 4月 私立認可保育所全園にて延長保育実施 4.1 あそびの教室「ぱすてる」を開始 対象：3歳児健康診査の結果、心理面、育児面等において経過観察の必要な親子を支援。 11月 ファミリー・サポート・センター事業開始
2005			4月 全認可保育所にて延長保育実施 11月 認証保育所こぐまこどものいえ開設
2006 平成18 年	新しい社会対策について（報告書）	「ワーク・ライフ・バランス」の考え提唱 社会全体の意識改革のための国民運動と子どもと家族を大切にするという視点にたった施策の充実として、子どもの発達年齢別の子育て支援策の強化を決定した。	9月 国立市立北保育園を指定管理者制度に

2007	放課後子どもプラン	地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）」を連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設した。	6月 国立市立北保育園一時保育事業開始
2008 平成20年			4.1 こんにちは赤ちゃん事業（乳幼児全戸訪問事業）を開始 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師・看護師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。 5月 放課後子ども教室「ほうかごキッズ」が国立二小、国立三小、国立四小、国立七小でスタート 6.30 従来型から先駆型子ども家庭支援センターへ移行 12月 家庭福祉員制度スタート
2009	行動計画策定指針（改正）	次世代育成支援対策推進法に基づき改正され重点戦略として、就労と出産・子育ての二者択一解消のためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされた。	5月 放課後子ども教室「ほうかごキッズ」が国立一小、国立五小、国立六小、国立八小でスタートし、市立小学校全八校での実施となる 7月 「つくしんぼ」が「病児・病後児保育施設」となる
2010	子ども・子育てビ	子どもと子育てを応援する社会の実現を目指した4政策・1	3月 家庭福祉員2人態勢へ

平成22年	ジョン	<p>2 施策</p> <p>(1) 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ</p> <p>①子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を</p> <p>②意欲を持って就業と自立に向かえるように</p> <p>③社会生活に必要なことを学ぶ機会を</p> <p>(2) 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ</p> <p>④安心して妊娠・出産ができるように</p> <p>⑤誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように</p> <p>⑥子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように</p> <p>⑦ひとり親家庭の子どもが困らないように</p> <p>⑧特に支援が必要な子どもが健やかに育つように</p> <p>(3) 多様なネットワークで子育ての意欲のある地域社会へ</p> <p>⑨子育て支援の拠点のネットワークの充実が図れるように</p> <p>⑩子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように</p> <p>(4) 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）</p> <p>⑪働き方の見直しを</p> <p>⑫仕事と両立できる職場環境の実現を</p>	<p>6月 市内認可保育所の耐震補強工事及び耐震化のための園舎建替え工事を順次実施開始</p> <p>9月 家庭福祉員3人態勢へ</p> <p>10月 国立市立北保育園を民設民営化</p>
2011			10月 ショートステイ事業開始
2012年8月	子ども・子育て支援法	<p>新制度の主なポイント</p> <p>○認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付の」）創設</p>	24年度 幼稚園児保護者負担軽減補助金補助額増額

		<p>○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）</p> <p>○地域の実情に応じた子ども。子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実</p> <p>○子ども・子育て会議の設置</p>	
2013			<p>4月 国立あおいとり保育園開設</p> <p>7月 市内認可保育所の耐震補強工事及び建替えが1園を除き完了</p>